

第3節 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

近年、新たな脅威の1つとして大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルとこれらの関連機材・物資がテロリストや懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。このため、これらを規制し、その輸出を厳格に管理するといった不拡散への取組が、今日の国際社会の平和と安定にとって差し迫った課題となっている。

また、人道上の観点から、特定の通常兵器の規制を求める国際世論なども高まりを見せており、こうした人道

上の要請と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、特定の通常兵器の規制問題に対応していくことが各国にとって重要な課題となっている。

これらの課題に対する取組として、世界各国の協力の下、軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる体制が整備されている。

(図表Ⅲ-3-3-1 参照)

図表Ⅲ-3-3-1 通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよび関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制

区分	大量破壊兵器など				通常兵器
	核兵器	化学兵器	生物兵器	運搬手段(ミサイル)	
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	核兵器不拡散条約(NPT) 包括的核実験禁止条約(CTBT)	化学兵器禁止条約(CWC)	生物兵器禁止条約(BWC)	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)	特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW) 対人地雷禁止条約(オタワ条約) 小型武器の非合法取引規制 国連軍備登録制度
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ(NSG)	オーストラリア・グループ(AG)		ミサイル技術管理レジーム(MTCR)	ワッセナー・アレンジメント(WA)
大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組	拡散に対する安全保障構想(PSI) 国連安保理決議1540				

以上を踏まえ、わが国としては、核兵器のない世界を目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散への取組、また、その他の大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルなどに関する軍縮・不拡散、さらに特定の通常兵器の規制問題に関する国際的な取組に積極的な役割を果たし

ていくこととしている。

本節では、国連を含む国際機関などが行う軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる取組に対する防衛省・自衛隊の取組について説明する。

1 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの取組

1 核兵器

(1) 関連する条約など

核兵器の軍備管理・軍縮・不拡散のための条約や輸出管理体制は資料54 (P380) のようになっている。

(2) わが国の取組など

軍縮・不拡散体制の強化の観点から、わが国は包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早期発効に向けた努力や国際原子力機関 (IAEA) 保障措置の強化のための取組を続けているほか、核兵器不拡散条約 (NPT) のよりよい運用を検討するための各種会合や原子力供給国グループ (NSG) における議論にも積極的に参画している。

2 化学兵器・生物兵器

(1) 関連する条約など

化学兵器・生物兵器の軍備管理・軍縮・不拡散のための条約や輸出管理体制は資料55 (P380) のようになっている。

(2) わが国の取組など

ア 防衛省・自衛隊は、80 (昭和55) 年以降、化学兵器禁止条約 (CWC) の交渉の場に、陸自から化学防護の専門家を随時派遣し、日本代表団の一員として条約案の作成に協力してきた。また、条約の発効に伴い、条約の定める検証措置などを行うため、オランダのハーグに設立された化学兵器禁止機関 (OPCW) に、97 (平成9) 年以降、化学防護の専門家である陸上自衛官を派遣している。

参照 > 資料56 (P380)

なお、陸自化学学校 (さいたま市) では、条約の規制

対象である化学物質を防護研究のために少量合成していることから、条約の規定に従い、同機関設立当初から計6回の査察を受入れている。

また、中国遺棄化学兵器廃棄処理事業については、CWCに基づいて、政府全体として取り組んでおり、これまでの調査の結果、中国吉林省敦化市ハルバ嶺には、現在でも約30~40万発にのぼる旧日本軍の化学兵器が埋設されているものと推定されている。防衛省・自衛隊は、遺棄化学兵器処理を担当する内閣府に陸上自衛官を含む職員5名を出向させているほか、中国国内で行われる遺棄化学兵器の発掘・回収事業に化学と弾薬の専門家である陸上自衛官を派遣するなどの協力を行っている。

00 (同12) 年以降、計7回の発掘・回収事業に、陸上自衛官を現地に派遣しており、昨年は、8月から9月にかけて、内閣府が行う中国吉林省敦化市蓮花泡での発掘・回収事業に自衛官8名が参加し、砲弾の識別、応急的安全化処置などを行った。

イ 生物兵器禁止条約 (BWC) に対しては、BWC検証措置導入に関する多国間交渉などの関連会合に、薬学・医学の専門家である自衛官を派遣するなど、BWC強化のための取組に対して協力を行っている。

ウ オーストラリア・グループ (AG) に対しては、94 (同6) 年から毎年AGの会合に職員を派遣し、このグループの規制や取り決めが実効性あるものとなるように協力している。

3 運搬手段 (ミサイル)

(1) 関連する条約など

運搬手段 (ミサイル) の軍備管理・軍縮・不拡散のための国際的政治合意や輸出管理体制は資料57 (P381) の

ようになっている。

(2) わが国の取組など

防衛省は、92（平成4）年から毎年ミサイル技術管理

レジーム（MTCR）の会合に職員を派遣し、MTCRの規
Missile Technology Control Regime
 制や取り決めが実効性のあるものとなるように協力して
 いる。

2 特定通常兵器の軍備管理関連条約などへの取組

1 関連する条約など

非人道的と認められるある種の通常兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散のための条約や輸出管理体制は資料58（P381）のようになっている。

2 わが国の取組など

(1) 特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）

Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to Be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects
 近年、不発弾などの爆発性戦争残存物（ERW）がもたら
Explosive Remnants of War
 しうる人道上の危険性を減少させるための交渉や検討

などが行われてきた。

03（平成15）年の締約国会議においては、紛争後のERWの危険を減少させるための一般的性格の措置に関する第5議定書が採択された（06（同18）年11月に発効）。

しかし、その後もERWに関して、特にクラスター弾（複数の子弾を内蔵する弾薬）の不発弾がもたらす問題への対応の必要性から議論が継続され、昨年11月の締約国会議において、クラスター弾の人道上の懸念に早急に対応するための交渉を本年の政府専門家会合で行うことが決定された。

わが国は、クラスター弾規制の問題については、人道上の問題と安全保障上の必要性のバランスをとりつつ、主要な生産国および保有国の参加を得て実効性を高めることが重要との観点から、本枠組みにおいて積極的に貢献することとしており、議定書の追加のための議論や交渉の場である締約国会議、政府専門家会合などに防衛省からも随時職員を派遣し、各国と積極的に議論を進めている。

(2) オスロ・プロセス¹

クラスター弾の問題について、CCWの枠外でもクラスター弾の禁止を求める気運が高まり、昨年2月にオスロにおいて国際会議が開催され、文民に許容し難い被害をもたらすクラスター弾を禁止する国際約束を2008年中に策定する旨のオスロ宣言が発出された。その後の一連の国際会議における交渉の結果、本年5月のダブリン会議において「クラスター弾に関する条約」がわが国を含め、111か国の参加国により採択された。

わが国としては、オスロ・プロセスにおける条約について、署名に向けて、安全保障上必要となる措置についての検討を並行して進めつつ、具体的な対応振りを真剣に考えることとしており、防衛省もかかる考え方に沿って適切に検討しているところである。

(3) 対人地雷禁止条約

防衛省・自衛隊は、00（同12）年1月から対人地雷の廃棄を開始し、03（同15）年2月、条約で認められた地雷の探知、除去などの技術開発と訓練のための必要最小限の例外的な保有分を除き、全ての対人地雷を廃棄した。

一方、わが国の安全保障を確保するため、条約上の対人地雷に該当せず、一般市民に危害を与えるおそれのない代替手段として、指向性散弾²を含む対人障害システムの整備を進めている。

昨年11月現在、この条約は156か国が締結しているが、ARF参加国26か国のうち13か国しか締結していない。このため、防衛省としても条約未締結のARF参加国などに対し、これまで、条約の締結を働きかけてきた。

1) ノルウェー他賛同国（ペルー、オーストリア、ニュージーランド、アイルランドなど）およびNGOを中心に開始されたプロセスで、中南米、アフリカなど開発途上国からも多数国が参加。主要な生産国および保有国である米国、中国、ロシアなどは参加していない。

2) 敵歩兵の接近を妨害する対歩兵戦闘用爆薬。民間人が無差別に被害を受けないよう隊員が目標を視認して作動させるものであり、人の存在、接近または接触により爆発するように設計されたものではない。

さらに、防衛省は、例外保有などに関する年次報告を国連に対して行うとともに、関連国際会議などに適宜職員を派遣するなど、国際社会の対人地雷問題への取組に積極的に協力している³。

(4) 国連軍備登録制度

防衛省は、毎年、装備品の年間輸入数量を国連に登録するとともに、保有数や国内調達、小型武器の移転に関する情報も自主的に提供している。

また、この制度の改善・強化のために行われている政府専門家会合などに、適宜職員を派遣している。

3 大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組

1 拡散に対する安全保障構想（PSI）

(1) 成立の背景

ブッシュ政権は、北朝鮮、イランなどの拡散懸念国が大量破壊兵器・ミサイル開発を行っているとして強く懸念し、02（平成14）年12月に「大量破壊兵器と闘う国家戦略」を発表し、“不拡散”、“拡散対抗”、“大量破壊兵器使用の結果への対処”という3本柱からなる包括的なアプローチを提唱した。

この一環として、03（同15）年5月、ブッシュ米大統領は、「拡散に対する安全保障構想（PSI）¹」を発表し、各国に同取組への参加を求めた結果、本年5月現在、わが国を含め90か国以上が支持するに至る国際的な取組にまで発展してきている。

(2) これまでのPSIの実績とわが国の取組

参加国は、これまでにPSIの目的や阻止のための原則を述べた「阻止原則宣言」²に同意し、大量破壊兵器などの拡散阻止能力の向上のため、陸上輸送、海上輸送、航空輸送などの各分野における阻止訓練を行っており、本年

3月までに、計31回の各種PSI阻止訓練（実動訓練のみ）が行われている。

これら訓練に加え、PSI参加国による会合が開催され、政策上・法制上の課題などに対して、各種検討が進められている。

このような活動の成果として、BBCチャイナ号事件³など、実際のオペレーション面での成功例も出てきており、PSIの有用性が認められるに至った。

このPSIの目的は、わが国の安全保障環境の改善に資するものとして、わが国は03（同15）年5月のPSI発足当初から重要な役割を果し続けている。

(3) これまでの防衛省・自衛隊としての取組

防衛省・自衛隊としては、こうしたわが国の取組の中で、自衛隊が有する能力を最大限に活用しつつ、関係機関・関係国と連携し、積極的にPSIに関与していくことが必要であると考えており、第3回のパリ総会以降、各種会合に自衛官を含む防衛省職員を派遣するとともに、海外で行われるPSI阻止訓練にオブザーバーを派遣し、関連

2-3) 防衛省は、カンボジアにおける対人地雷除去活動への支援のため、99（平成11）年から06（同18）年12月までの間、退職自衛官を国際協力機構（JICA）に推薦し、この退職自衛官はJICAの長期派遣専門家の枠組みで、カンボジア地雷対策センター（CMAC）の整備・輸送アドバイザーとして派遣されていた。

3-1) PSIは、大量破壊兵器およびその関連物資などの拡散を防止するため、既存の国際法、国内法に従いつつ、参加国が共同してとりうる措置を検討し、また、同時に各国が可能な範囲で関連する国内法の強化にも努めようとする構想

2) 「阻止原則宣言」は、PSI参加国が、大量破壊兵器などの拡散懸念国家または非国家主体への、および拡散懸念国家または非国家主体からの流れを断ち切るための努力を共同で行うとともに、拡散を懸念する全ての関心国がPSIを支持し、可能かつ実施する意思のある措置を取るべく、現在のPSI参加国とともに取り組んでいくことに言及している。また、同宣言は、各国が国際法および国内法の許容範囲内において、大量破壊兵器などの貨物を拡散阻止するための具体的な行動をとることとしている。

3) 03（平成15）年9月、アンティグア・バーブーダ（カリブ海の島国）船籍のBBCチャイナ号が、原子力関係品目物資をリビアに向けて輸送しているとの情報をドイツ外務省が入手、ドイツ政府は、情報専門家をイタリアに派遣、イタリアおよび米海軍の協力により臨検を行い、コンテナ番号の偽造を発見、同船をイタリア・タラントへ回航して原子力関連物資（遠心分離器に使用可能なアルミチューブ）を押収した。この事件によって、リビアの核開発、カーン・ネットワークの露見に結びつき、PSIの有効性を示した。

する情報の収集などを行ってきた。

昨年10月には、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁など各関係機関とともに、04（同16）年に続き2回目となるわが国主催のPSI海上阻止訓練（Pacific Shield 07）⁴を行い、そのなかで自衛隊は統合訓練として、洋上における海・空自による捜索・発見・追尾および海自による乗船、立入検査並びに陸自による港における容疑物質の除染などに関する展示訓練を行うなど、これまで主体的かつ積極的な役割を果たしてきている。

これら積極的な取組を通じて、たとえばPSI海上阻止活動の際に、海自艦艇や海自・空自航空機による警戒監視などの情報収集活動によって得た関連情報を関係機関や関係国へ提供し、さらに、海上警備行動が発令された場合には、海上保安庁と連携の上、海自が容疑船に対して実効的に乗船・立入検査を行おうと考えている。また、港湾などにおいて貨物検査が行われている際に、万が一、化学剤などの有害物質が漏出した場合、陸自の除染能力が結果的にPSI活動の一助を担うものと考えている。

また、PSIを含む包括的な不拡散体制の強化のための積極的な働きかけ（アウトリーチ活動）の一環として、アジア諸国の国防当局に対し、これまでの訓練によって得た情報や知見の提供を積極的に行うなど、防衛交流の機会などを利用し、PSIに対する理解の醸成に努めている。

（図表Ⅲ-3-3-2 参照）



立ち入り検査訓練を行う海自隊員

（4）今後の取組

わが国周辺における拡散事例などを踏まえれば、PSIを、広く防衛、外交、法執行、輸出管理などを包含した安全保障の問題として捉えて、わが国の総力を結集し、平素から主体的・積極的に取り組むことにより、大量破壊兵器の拡散防止に万全を期す必要がある。

このため、今後も積極的にPSIに関与していくこととし、これに伴う政府内の体制などについても、関係機関などと密接に連携を図りつつ検討を行う。

また、自衛隊の対処能力の向上などの観点から、各種阻止訓練への参加やその主催について検討を行うこととしている。

図表Ⅲ-3-3-2 PSI阻止訓練への防衛省・自衛隊の参加実績（昨年度以降）

実施時期	訓練	実施場所	防衛省・自衛隊の対応	
07（平成19）年	4月	リトアニア主催航空阻止訓練	ビリエニス（リトアニア）	オブザーバー参加
	5月	スロベニア主催海上阻止訓練	コペル（スロベニア）	オブザーバー参加
	6月	米国主催海上阻止訓練（PSIゲーム）	ニューポート（米国）	指揮所訓練に参加
	10月	わが国主催海上阻止訓練	東京湾近傍（日本）	実動訓練に参加
	10月	ウクライナ主催海上阻止訓練	黒海（ウクライナ）	オブザーバー参加
08（平成20）年	3月	フランス・ジブチ共催PSI海上阻止訓練	ジブチ共和国	オブザーバー参加

4) わが国主催で、不拡散体制の強化に向けた国際社会の強い意思の表明、参加国関係機関の練度向上、相互の連携強化、およびPSI非参加国のPSIに対する理解の促進を主目的として、伊豆大島東方海域、横須賀新港および横浜港で行われたPSI海上阻止訓練であり、自衛隊からは艦艇、航空機、陸自部隊などが参加した。本訓練には、オーストラリア、フランス、ニュージーランド、シンガポール、アメリカ、イギリスの艦艇、航空機、税関職員などが参加し、これらの国を含めた40か国がオブザーバーを派遣した。

2 大量破壊兵器の不拡散に関する安保理決議第1540号

04（平成16）年4月、国連安保理は、NBC（核・生物・化学）兵器とそれら運搬手段の拡散が国際社会の平和と安全に対する脅威であり、これに対する適切かつ有効な行動を取るとして、国連憲章第7章の下、①大量破壊兵器およびその運搬手段の開発などを企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も控えるべきこと、②特にテロリストによる大量破壊兵器およびその運搬手段の製造などを禁止する適切で効果的な法律を採択し、執行すべきこと、③大量破壊兵器およびその運搬手段の拡散を防

止するため、国境管理や輸出管理措置を確立することなどを内容とした「大量破壊兵器の不拡散に関する安保理決議第1540号」を全会一致で採択した。

わが国としては、大量破壊兵器などの拡散が、わが国を含む国際社会の平和と安定に及ぼす危険性を踏まえ、これら大量破壊兵器などがテロリストなどの非国家主体に拡散することを防ぐことが国際社会の喫緊の課題であるとの認識に基づき、この決議の採択を支持するとともに、全ての国連加盟国がこの決議を遵守することを期待している。